

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：宇検村地域防災計画)

当該計画によると、宇検村（以下、「当村」という。）は南西諸島の気候的特徴として年間の降水量も多く、また台風の常襲地域にもなっており、風水害発生率が高くなっている。村内にある2級河川の河内川や36ある準用河川などの流域が居住地域内を流れているため、集中的な大雨により河川氾濫が生じ広域にわたり被害が発生すると予測される。

(土砂災害：宇検村地域防災計画)

当該計画によると、当村において土砂災害に係る指定危険箇所が113箇所（平成24年3月時点）存在しており、特に阿室地区と久志地区では土砂災害警戒区域にも指定されており、風雨が長時間続いた場合には多大な被害が発生すると予測される。

(地震：宇検村地域防災計画)

奄美地方の地震は琉球海溝の周辺で発生しており、これまでも喜界島近海～奄美大島近海を震源地とするマグニチュード6.0～8.0の地震が発生している。過去の地震を参考に、喜界島近海（奄美大島の東の近海域）でマグニチュード8.0の地震（1911年喜界島地震と同等）が発生した場合、当村においても震度5弱以上の強い揺れと、津波の到達が予測される。

(その他)

宇検村の土地構成の90%以上が山岳地帯で占められており、可住地は狭小で、長く伸びた海岸線に沿って多くの集落が海に面する形で形成されており、一旦災害が発生すると様々な被害が生じ、村民の生活やインフラ、経済に大きな支障を及ぼすことが想定され、道路の寸断等に伴い移動や輸送に大きな障害が生じ、台風等の際には海上輸送等も規制がかかるため、孤立した集落の輸送に支障が及ぶことが懸念される。

また、河内川流域では浸水による家屋の床上・床下浸水の被害が、また、当村は村域の90%以上が山地であることから全ての集落において土砂災害による家屋の全半壊の被害が発生すると予測される。

(感染症)

新型インフルエンザは、10～40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症の全国的な蔓延により、高齢者が多く医療体制の充実していない当村においては、感染者が出た場合多くの村民の生命や健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 84 (令和3年3月末時点)
- ・小規模事業者数 76 (令和3年3月末時点)

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考
商工業者	林業	4	4	芦検・阿室・須古の各集落にある。
	養殖業	3	1	宇検・名柄・芦検集落の沿岸部にある。
	建設業	14	13	湯湾集落を中心に、村内に広く分散している。
	製造業	8	7	村内に広く分散している。
	小売業	23	23	湯湾集落を中心に、村内に広く分散している。
	リース業	3	3	湯湾・久志・屋鈍の各集落にある。
	飲食・宿泊業	10	10	湯湾集落を中心に村内に広く存在する。
	サービス業	10	10	湯湾集落を中心に村内に広く存在する。
	その他	9	5	村内に広く分散している。

(3) これまでの取組

① 当村の取組

- ・宇検村地域防災計画の策定 (令和2年4月最新)
- ・防災訓練の実施 (年1回)
- ・防災備品の備蓄及び備品倉庫の設置、防災マップの作成 (令和2年4月) 及び配布 (令和2年7月)、避難所の充実
- ・宇検村新型インフルエンザ等対策行動計画の策定 (平成27年6月策定)

② 宇検村商工会 (以下、「当会」という。) の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナー参加による職員の資質向上
- ・防災備品の備蓄 (懐中電灯・飲料水等)
- ・発災時 (特に台風) の被害状況調査・報告
- ・復旧・復興にかかる金融あっせん支援

II 課題

当村は様々な自然災害の中でも特に台風による風水害のリスクが高く、大雨等による土砂災害等を経験している。地域住民においては、過去の経験から台風が接近する際の危機意識は高く、家屋の補強や飛ばされる可能性のあるものの撤去、食料の備蓄などの事前対策は誰もがやっている。しかし、予測を超えた規模の災害が発生した際に取り行動規範や協力体制について具体的に記載されたマニュアルを整備している事業所は少ない。加えて、緊急時の対応について専門的な知識を有し、推進できるノウハウを持った人員が十分でないという課題がある。

更には、地区内小規模事業者においては、休業補償や損害保険、共済等への未加入者も多く、経営リスクに対する万全なリスクマネジメントが構築できていないこと、その保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している、といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、

体調不良者を出社させないルール作りや、感染症拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

### III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当村との間における被害情報報告ルートを構築するとともに、指示命令系統を確立し、強固な連携体制を構築することで円滑な情報共有を図り、地区内小規模事業者の復旧支援を行う。
- ・保険会社等と連携し、保険・共済に未加入の事業者を対象に啓発セミナー等を実施する。また、当会経営指導員等職員による巡回時や窓口相談時の情報提供により、災害等の経営リスクへの対策についての重要性を理解してもらい、事業者BCPの策定や各種保険・共済制度への加入促進を行う。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また地域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

### ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

### 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当村の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### <1. 事前の対策>

・平成25年に当村の策定した「宇検村地域防災計画」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

##### ①小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入・行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・宇検村広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等の指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワー

ク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

**【災害リスクの周知に関する目標】**

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業者BCP等策定件数	1	1	1	2	2
専門家派遣件数	1	1	1	1	1
セミナー開催回数	1	1	1	1	1

②商工会自身の事業継続計画の策定

- ・当会は、令和3年12月に事業継続計画を策定（別添）。

③関係団体との連携

- ・業務委託契約を結んでいる鹿児島県火災共済協同組合と連携し、事業所の現在加入している共済契約で不足していると考えられる保障についての説明とそれに対応する共済の紹介等を実施する。
- ・連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険(株)に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や損害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター提示依頼、セミナー等の共催。

④フォローアップ及び事業の評価

- ・小規模事業者の事業者BCP取組状況の確認。
- ・毎年度、宇検村事業継続力強化支援協議会（仮称・構成員：当会（法定経営指導員の参画含む）、当村）を年1回（6月）に開催し、状況確認や改善点等について協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価・検証を行う。また、協議会の評価結果は、役員会へフィードバックした上で、事業実施方針等に反映させるとともに、HPへ掲載することで、地域の小規模事業者等が常に関覧可能な状態とする。

**【事業者BCP等の取組状況の確認について】**

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業者BCP等の取組状況のフォローアップ目標件数	1	1	2	2	3

⑤本計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（台風・地震等）が発生したと仮定し、当村との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する。）

〈2. 発災後の対策〉

- ・自然災害等による発災時には、人命救助を第一に、下記の手順で地区内の被害状況を確認し、関係機関へ連絡する。

①応急対策の実施可否の判断

発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。

（電話連絡やSNS等を利用した職員の安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当村で共有する。また、必要に応じて県商工会連合会や鹿

児島県等の関係機関にも報告を行う。)

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事務所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当村における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

## ②応急対策の方針決定

- ・当会と当村との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2 日以内に情報共有する。

(被害規模の目安)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内の 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内の 1~10%未満の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内 0.1~1%未満の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報はない。</li></ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当村は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1 週間	1 日に 2 回共有する
1 週間～1 か月	2 日に 1 回共有する
1 ヶ月以降	必要に応じて共有する

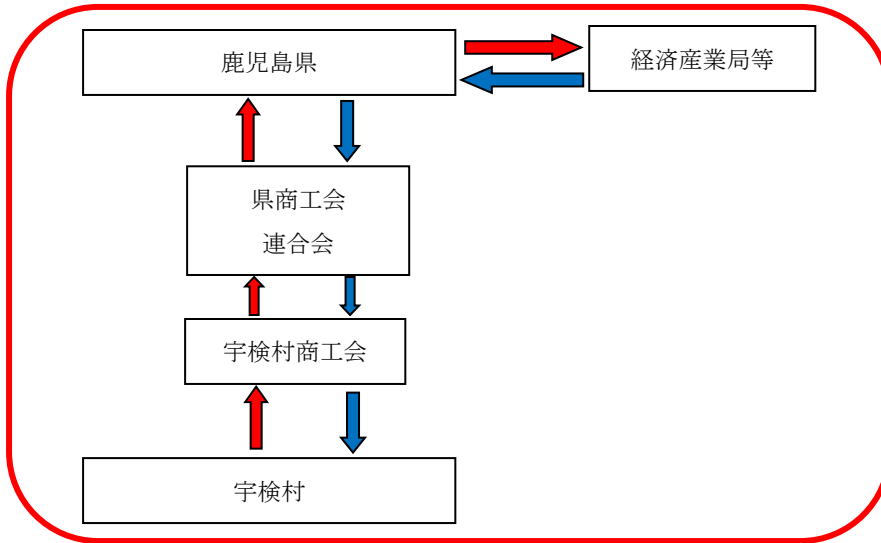
- ・必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等、体制維持に向けた対策を実施する。

## 〈3. 発災時における指示命令系統・連絡体制〉

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当村は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会は被害状況を県が指定する様式に記載し、当会より県商工会連合会を通じて県の商工政策課へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当村が共有した情報を鹿児島県の指定する方法にて当会または当村より鹿児島県へ報告する。
- ・具体的に、下記図の被害状況調査票を使用して、地域の事業者の被害状況について正確に把握、取りまとめを行う。

No	事業所名	人的被害	被害額				被害状況 ※被災状況が掴める内容があれば
			※事業の再建に必要な額、おおよそで可	土地・建物 (店舗、工場、 自宅等記入)	機械 設備	商品、原 材料、 仕掛品等	
例	〇〇商店	無し	¥2,000,000	2,000,000			例 地下の電源設備等が雨水により水没。今月中は営業停止。来月以降の営業については、復旧状況により検討する
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
			¥2,000,000				

・ 当会と当村が共有した情報を、鹿児島県の指定する方法（下図）にて当会より鹿児島県商工会連合会を通じて鹿児島県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・ 相談窓口の開設方法について、当村と相談する。（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や県、村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・鹿児島県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、ほかの地域からの応援派遣等を鹿児島県に相談する。

※その他

- ・上記内容について変更が生じた場合には、速やかに鹿児島県へ報告する。

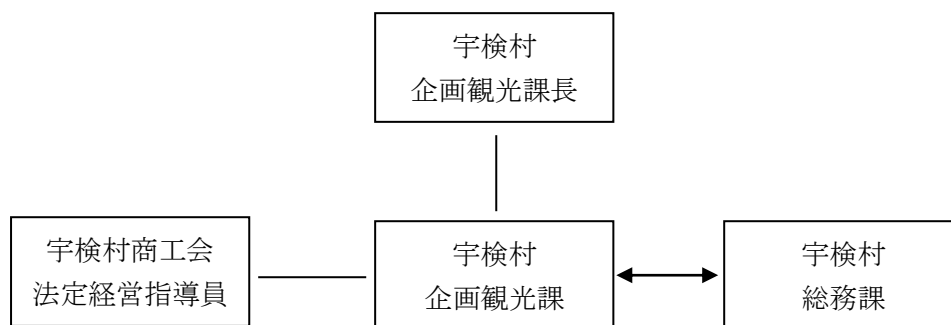
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年12月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員 (以下「法定経営指導員」という。) による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 当該法定経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員 梶ヶ山 健史 (連絡先は後述 (3) ①参照)

② 当該法定経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※ 以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等のフォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

① 商工会／商工会議所

宇検村商工会

〒894-3301 鹿児島県大島郡宇検村湯湾 7-1

TEL : 0997-67-2661 FAX:0997-67-2032

E-mail : [uken-s@kashoren.or.jp](mailto:uken-s@kashoren.or.jp)

② 関係市町村

宇検村 企画観光課

〒894-3392 鹿児島県大島郡宇検村湯湾 915

TEL : 0997-67-2211 (代表) 0997-67-2218 (直通)

E-mail : [kikaku@uken.net](mailto:kikaku@uken.net)

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	290	290	290	290	290
・ 専門家派遣費	150	150	150	150	150
・ 協議会運営費	10	10	10	10	10
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ パンフ、チラシ作製費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、宇検村補助金、鹿児島県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
(1) 鹿児島県火災共済協同組合 理事長 小正芳史 住所：鹿児島県鹿児島市名山町9番1号 鹿児島県産業会館5階 (2) 東京海上日動火災保険株式会社 鹿児島中央支社 住所：鹿児島県鹿児島市加治屋町12-5 鹿児島東京海上日動ビル5階
連携して実施する事業の内容
①事前の対策 ・自然災害等により受ける被害を軽減するための準備や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について、巡回指導及び窓口指導時に同組合担当者と同行し、説明を行う。 ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施することで、域内小規模事業者の防災への関心を高める。  ②災害発生後の地区内小規模事業者に対する復興支援 ・保険加入者リストの提供により、被害状況と照らし合わせ、速やかに保険金請求の手続きを行う。
連携して事業を実施する者の役割
・事前対策において、事業者の財務状況やリスクに応じた休業補償、水災補償等の損害保険・共済の情報を担当者が保険取扱のプロとして提供し、その事業所に合った保険に加入することで災害に備えることができる。 ・災害時において、顧客リストの情報提供をいただくことで、速やかに保険金請求手続きを行うことができ、事業者の金銭面の精神的負担を和らげるとともに、早期の復興計画の策定が可能となる。
連携体制図等

